

## 水道料金システムサーバ機器等購入 仕様書

### 1 目的

令和10年1月から本番業務で使用する、水道料金システムのサーバ機器等を購入するものである。

### 2 機器仕様及び台数

別紙「機器等明細書」のとおりとする。なお、以下の点に留意すること。

- (1) 数量が複数指定されている品目については、指定された数量全て同一メーカー、同一型番の物を納入すること。
- (2) OS、その他ソフトウェアについては、セットアップ用メディア及びライセンス証等の書類一式も納入すること。
- (3) 新品、未使用品に限る。中古品、整備済品は不可とする。
- (4) 「型番指定」の指示や特段の指定がない場合は、同等品以上を納品すること。ソフトウェアについて、特段の指定のないものは納品時点の最新バージョンを納品すること。
- (5) ソフトウェアのメディア納品、ライセンスの登録、ソフトウェア及びハードウェアのメーカーとの保守契約手続き等は、原則、受注者の作業とする。手続きに係る費用も受注者にて負担すること。

### 3 設置仕様

別紙「機器設定・設置仕様」を参照すること。また、納入、設置、各種設定については、発注前に吹田市水道部（以下「部」という。）及び水道料金システム保守業者（以下「保守業者」という。）と協議を行い、その指示に従うこと。

### 4 納入時期

令和9年3月15日から令和9年3月31日までとする。

### 5 作業責任者

納入機器の導入に伴い、受注者は、部及び保守業者との窓口となる作業責任者を配置し、契約後速やかに部へ提示すること。作業責任者は、納入機器についてハードウェア、ソフトウェアの仕様を熟知した者でなければならない。

## 6 導入支援

納入機器に対する説明を部が求める時は、随時対応し、回答については文書または電子メール等にて提出すること。

## 7 保守体制

納入機器の保守にあたっては、受注者が部との窓口となり、製造会社又は販売会社への連絡・指示を行うこと。必要な場合は保守業者やその他関係者と協力し、対応にあたること。また、通常保守期間満了後の延長保守を行う場合においても同様の体制を確保できること。

## 8 機密事項

本契約内で得た情報に関しては、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用、開示してはならない。なお、本契約期間の終了後も同様とする。

## 9 指定機器販売終了時の措置

- (1) 本件の入札日までに、別紙「機器等明細書」の中で型番指定としている製品及び付帯するサービス、サポートが販売終了となった場合は、部が指定する後継機器等で見積もること。
- (2) 本件の入札後、製品の発注までに、納入予定の製品及び付帯するサービス、サポートが販売終了となった場合は、部と受注者とが協議して納入機器を決定する。

## 10 その他

設置後、部及び保守業者が不要と判断した梱包資材は受注者にて処分すること。

本仕様書に疑義がある場合は、部に対して質問し、その指示を受けること。なお、契約後の本仕様書の解釈は、部によるものとする。